

東京都食品衛生自主管理認証制度申込規約

ライオンハイジーン株式会社

東京都食品衛生自主管理認証制度の審査・認証は、以下の手続きが必要となりますので、内容をご確認の上、所定の申請書によりお申込ください。

1. (事前説明および指導)

東京都食品衛生自主管理認証制度への申請には、東京都から指定を受けた、ライオンハイジーン株式会社（以下「当社」という）の審査員および事務局員が実施する事前説明を受けていただき、東京都が定める「東京都食品衛生自主管理認証制度実施要綱」（以下「実施要綱」という）並びに当社の「東京都食品衛生自主管理認証制度業務規程」（以下「業務規程」という）および「東京都食品衛生自主管理認証業務苦情処理規定」（以下「苦情処理規定」）をご承諾いただくことが必要です。

また、事前説明において、希望により認証の申請をする施設の確認も実施いたします。なお、必要により簡易な技術上の指導を無料で実施いたします。但し、認証に関わる施設の規模が大きい等、技術上の指導における無料の範囲を超える場合は、別途費用が発生します。

2. (手数料の見積)

手数料は事前の確認および技術上の指導後、その費用を見積り、申請者に見積書を提示します。

3. (審査依頼の申請、審査、認証、手数料)

申請

申請者は見積書の提示を受け、当社に認証申請をされる場合は、実施要綱第1号様式「認証申請書」、衛生管理マニュアル及びその副本、食品衛生法施行細則（昭和23年東京都規則第130号）第21条に規定する営業許可書の写し、条例第7条第2項に規定する営業許可書の写し又は条例第5条の4第1項に規定する給食開始届の写しを提出していただきます。

4. 当社は必要書類の申請を受け、「実施要綱」の申請要求事項を満たしていれば、申請を受理します。

審査

審査は審査手数料の振込み確認後、「実施要綱」、「業務規程」に基づき開始します。

認証

認証は審査実施後、「実施要綱」、「業務規程」に基づき、判定会議を開催し決定します。

手数料

手数料は、「実施要綱」、「業務規程」に基づき「認証申請書」を受理した時点で、見積書の金額をご請求させていただきます。

なお、納入された手数料は、申請者の都合により申請を中止した場合、返還しません。

5. (認証の変更申請、審査、認証、手数料)

申請

当社は申請者から認証の変更申請を受け、「実施要領」の変更申請要求事項を満たして

いれば、この申請を受理します。

審査

変更審査は審査手数料の振込み確認後、「実施要綱」、「業務規程」に基づき審査を開始します。

認証

変更認証は変更審査実施後、「実施要綱」、「業務規程」に基づき、判定会議を開催し決定します。

手数料

手数料は、「実施要綱」、「業務規程」に基づき「認証申請書」を受理した時点で、所定の費用をご請求させていただきます。

なお、納入された手数料は、申請者の都合により申請を中止した場合、返還しません。

6. (認証書再交付申請、手数料)

申請

当社は申請者から認証書の再交付申請を受け、「実施要綱」の再交付申請要求事項を満たしていれば、この申請を受理します。

手数料

手数料は、「実施要綱」、「業務規程」に基づき「認証書再交付申請書」を受理した時点で、所定の費用をご請求させていただきます。

再交付

手数料の入金確認後、遅滞なく「実施要綱」、「業務規程」に基づき再交付をします。

7. (認証の辞退)

申請

当社は申請者から認証の辞退等の申請を受け、「実施要領」の辞退等申請要求を満たしていれば、この申請を受理します。

手数料

手数料は「業務規程」に基づき、所定の費用をご請求させていただきます。

手続

手続は所定費用の入金確認後、「実施要綱」「業務規程」に基づき遅滞無く辞退等の手続をします。

8. (再審査、技術上の指導)

当社は審査の過程で技術上の指導の範囲を超えて改善が必要と認められる場合や、認証について否の判定がなされた場合は、再審査をします。

再審査は再度、申請者に対し再審査見積書を提出後、再審査をします。

ただし、審査の過程で「実施要綱」、「業務規程」に基づいた範囲内の技術上の指導は無料とします。

9. (認証の取消)

当社は実施要綱の第15に基づき、これに該当する場合は「実施要綱」、「業務規程」に基づいて認証の取消を行うことがあります。

10. (報告、書類の閲覧、立ち入り)

当社は「実施要綱」、「業務規程」に基づき、必要な報告を求め、関係書類の閲覧をするとともに、認証施設及びその施設を管理する事務所に立ち入ることがあります。

11. (認証基準の確認)
当社は認証の有効期間中に、「実施要綱」、「業務規程」に基づき認証基準が履行されているか確認をします。
手数料
手数料は「実施要綱」に基づき、前述した4の受理した時点の見積書の条件に基づき、費用をご請求させていただきます。
12. (指定審査業者の業務廃止及び取消)
当社が「実施要綱」に基づき、業務廃止又は指定審査事業者の取消を受けた時は、「実施要綱」、「業務規程」に基づき、他の審査事業者に認証の業務を引き継ぎます。
13. (異議申し立て)
申請者は当社に対し、申請、審査、認証等の一連の業務に対し、異議を申し立てることができます。
当社が申請者より申し立てを受けた時は、「苦情処理規程」に基づき、対応します。
14. (秘密保持義務)
当社は「実施要綱」、「業務規程」に基づき、申請者の業務に関するすべての情報の秘密を保持します。
15. (認証書及び認証マークの使用)
認証を受けた食品関係営業者等は、「実施要綱」に基づき、認証書を掲示しなければなりません。
また、認証マークの使用は、都の許可する使用条件に基づいて掲示します。
16. (施設の安全確保)
申請者は審査の実施において当社の審査員が立ち入る可能性がある場所には、安全の確保及び立ち入り禁止場所の指定をお願いします。
なお、上記指定がなく、安全の確保を怠った場合は、審査員の不注意を除き、損害の補償をお願いする場合があります。
17. (認証の更新申請、審査、認証、手数料)
申請
当社は申請者から認証の更新申請を受け、「実施要領」の更新申請要求事項を満たしていれば、この申請を受理します。
審査
更新審査は審査手数料の振込み確認後、「実施要綱」、「業務規程」に基づき審査を開始します。
認証
更新認証は更新審査実施後、「実施要綱」、「業務規程」に基づき、判定会議を開催し決定します。
手数料
手数料は、「実施要綱」、「業務規程」に基づき「認証申請書」を受理した時点で、所定の費用をご請求させていただきます。
なお、納入された手数料は、申請者の都合により申請を中止した場合、返還しません。

18. (本部認証の申請、審査、認証、手数料)

申請

当社は申請者から本部認証の申請を受け、「実施要綱」の申請要求事項を満たしていれば、申請を受理し、「東京都食品衛生自主管理認証制度 審査依頼請書」を取り交わします。

審査

審査は審査手数料の振込み確認後、「実施要綱」、「業務規程」に基づき開始します。

認証

認証は審査実施後、「実施要綱」、「業務規程」に基づき、判定会議を開催し決定します。

手数料

手数料は、「実施要綱」、「業務規程」に基づき「認証申請書」を受理した時点で、見積書の金額をご請求させていただきます。

なお、納入された手数料は、申請者の都合により申請を中止した場合、返還しません。

以上